

平成31年度事業計画

本格的な人口減少社会の到来や世帯規模の縮小、単身世帯の増加等の社会構造の変化を背景に、家族や地域の支え合い機能が低下しており、地域においては、社会的孤立や虐待、経済的困窮、貧困の世代間連鎖など、従来の福祉制度の枠組みだけでは捉えきれない多様で深刻な課題が顕在化しています。

これらに対応すべく、国においては、すべての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向け、地域を基盤とした包括的な相談支援体制の整備が推進されています。

全国を上回るスピードで少子高齢化・人口減少が進行している本県においては、身近な地域において住民から寄せられるあらゆる福祉課題や生活課題を受け止め、福祉施設・団体、関係機関、専門職、住民、行政等の多様な主体が連携・協働して解決に取り組むことのできる総合的かつ包括的な相談支援体制の構築が急務となっています。

また、福祉現場においては、介護福祉士や保育士などの福祉人材の不足が慢性化しており、今後一層の深刻化も予想されることから、福祉・介護人材の確保・定着、育成の問題は、サービスの量と質を確保していくうえで極めて重要な課題となっています。

県社会福祉協議会としては、「ともに生き、ともに支え合う福祉社会の実現」を基本理念とする第4次活動推進計画（計画期間：平成29～33年度）に基づき、これらの課題解決に向け、ケアネット活動を軸とした助け合い活動の拡充等による包括的な支援、地域におけるボランティア活動や福祉教育の推進、日常生活自立支援事業、福祉人材の掘り起こしや就労支援等の事業を幅広く展開しているところであり、市町村社協や関係機関・団体等との連携・協働により、さらに効果的な取組みを進めていくこととしています。

平成31年度も引き続き、以下の基本目標に基づき、社会福祉法人、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、関係団体等による様々な活動との連携を強化し、保健、医療、教育等関連分野との連携・協働を一層図りながら、誰もが住み慣れた地域で社会とのつながりを持って安心して暮らすことができるよう各事業を積極的に推進してまいります。

【基本理念】 「ともに生き、ともに支え合う福祉社会の実現」

基本目標1 「あらゆる福祉・生活課題を受け止め、解決に向けて寄りそいます」

基本目標2 「誰もがつながり、支え合う地域づくりをすすめます」

基本目標3 「福祉を担うひとづくりと福祉サービスの向上に取り組めます」

【推進項目 1】

身近な地域に（生活圏域）における総合相談体制の構築による包括的な支援の提供

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉・生活課題について住民自らが主体的に解決していくことが重要です。しかし、地域には経済的困窮や社会的孤立等を含め多様な課題が多くあり、住民だけでは解決できないものがあります。

また、課題を抱える家族は、高齢者から子ども・障がい者等様々な構成で成り立っていることもあり、家族全体を捉えながら、本人の自己決定を基本におき支援をすることが求められます。そこで、専門職と地域住民の連携とフォーマル、インフォーマルな社会資源の活用や開発を含めた包括的な支援や活動の推進に取り組めます。

1 住民のあらゆる福祉・生活課題に対応するための全世代・全対象型の相談体制の構築による包括的な支援の提供

(1) 小地域（日常生活圏域）における住民主体の助け合い活動の拡充

① 小地域福祉活動推進事業 [実施地区数：265 地区→269 地区（4 地区増）]

ア 地域総合福祉活動（ふれあい型・ケアネット型・融合型）事業

地域住民の主体的な活動と専門職や多様な機関との連携が図られる取り組みへの支援

イ 地域総合福祉活動ケアネットセンター運営事業

地区社協と市町村社協の連携を強化する取り組み支援

ウ 地域総合福祉活動ケアネット活動支援事業

ケアネット活動リーダー研修会開催、市町村社協ケアネット活動研修への講師派遣等

(2) 地域における総合相談体制の構築

① 生活福祉資金(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金)、臨時特例つなぎ資金の貸付

ア 資金の広報活動の推進

イ 貸付審査会等運営委員会の設置、開催

ウ 借受世帯への独立自活に向けた就労支援、家計指導等個別支援活動の推進

エ 滞納世帯に対する生活状況に応じた償還指導と不良債権の整理

オ 市町村社協及び民生委員との連携・協働による事業推進

カ 福祉事務所、公共職業安定所、病院・保健所等関係機関との連携・協力

キ 生活困窮者自立支援事業との制度間連携（関係機関との連携・協力・連絡調整等）

ク 複合的な課題を抱える借受世帯への相談支援の充実を図るための研修等の実施

② 生活困窮者自立支援対策推進事業

生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の受託の有無にかかわらず、社協の強みを生かした生活困窮者の自立支援方策を協議する場を設けるとともに、事例検討を中心とした研修を開催することにより市町村社協の総合相談機能の充実強化を図る。

③ 東部生活自立支援センター運営事業

滑川市以東の 8 市町村を対象として、常設の相談窓口を設けるほか、8 市町村社協においても随時相談に応じる体制を構築し、生活困窮者の生活と就労に関する幅広い相談に応じ、本人とともに課題を整理し、その解決に向けた支援を包括的・計画的・継続的に行う。

④ 総合相談体制の強化

ア 高齢者相談業務担当職員研修会の開催

地域包括支援センター等の職員を対象に、相談援助技術の向上を図るため研修会を実施する。

イ 市町村社協相談員研修会の開催

市町村社協が行う相談事業の相談員(社協職員、民生委員・児童委員)を対象に援助技術や援助事例をもとに、研修会を実施し相談員の資質向上を図る。

(3) 市町村社協の基盤強化支援及び役職員の資質向上

① 市町村役職員セミナーの開催

② 地域福祉推進担当者会議の開催

③ 市町村社協職員研修・支援事業

市町村社協事務局長研修会の開催

④ 市町村社協巡回訪問事業

市町村社協への訪問による地域福祉活動計画の策定支援や各種研修会等の事業への協力支援を行う。

⑤ 社会福祉協議会地域福祉実践研究発表会の開催

各社会福祉協議会の実践発表を通じて、それぞれの取組みの目的や成果・課題等を振り返り、他の社協から学ぶことで、これからの社協の地域福祉実践に資するとともに、職員一人ひとりが今日求められる社協の役割を理解し、意識して取り組むことができる組織となっているか等確認し合う。また、関係機関や行政等が社協の役割・機能に対する認識を深め、連携強化を図るための機会とする。

⑥ 地域福祉計画セミナーの開催

(4) 地域共生型包括ケアネットの推進

社協をプラットフォームとし、多様化、複合化した事例に対し、地域住民と専門職が課題を共有し、柔軟に連携が図れる支援体制を構築するため、生活視点のアセスメントと支援体制を視点においた事例検討の手法について学ぶ。

(5) 民生委員・児童委員との連携・協働

① 富山県民生委員児童委員協議会の活動支援

ア 市町村・地区民生委員児童委員会長研修

イ 中堅民生委員・児童委員研修

ウ 新任民生委員・児童委員研修

エ 民生委員・児童委員課題別研修（2か所）

オ 児童委員研修

カ 主任児童委員研修

キ 心配ごと相談員・民生委員児童委員相談援助技術研修会

② 民生委員児童委員互助共励事業の実施

(6) 福祉のまちづくり活動の推進

- ① 富山県民福祉推進会議の開催
- ② やさしい福祉のまちづくり賞の表彰と普及・啓発
- ③ 福祉フォーラムの開催

(7) 福祉関係団体とのネットワーク構築

① 社会福祉施設・団体正副会長連絡会議の開催

「社会福祉施設・団体正副会長連絡会議」（県レベルの福祉施設・団体の代表者により構成）を開催し、各種別団体間の情報交換を通じ、横断的な共通課題の明確化及び課題解決に向けての連携強化を図る。

② 富山県社会福祉推進関係者交歓の集いの開催

県内福祉関係者が一堂に会して情報交換、交流する機会を提供することにより、事業の円滑な推進と連携を図る。

(8) 各種福祉団体への支援・協力

- ① 各種福祉団体の事務局受託（5団体）
- ② 在宅心身障害児通園訓練事業への助成
- ③ 県母子寡婦福祉連合会、県母親クラブ連合会等への助成
- ④ 福祉団体活動等への支援 「保育所長専門講座」受講助成事業

(9) 各種ニーズに対応した福祉総合相談体制の充実

① 福祉総合相談センターの運営

② 高齢者総合相談センターの運営

高齢者及びその家族などが抱える生活・保健・福祉等に係る心配ごと、悩みごと等の各種相談に応じる。

ア 一般相談 生活全般に関する相談

イ 専門相談 法律、税金、年金、健康・介護相談

ウ 認知症ほっと電話相談 認知症に関する相談

③ 市町村等の相談体制の支援の充実

ア 高齢者関係相談機関連絡協議会の開催

イ 一日出張相談所の開催

④ 障害者権利擁護・虐待防止推進事業

ア 障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催

イ 障害者虐待に関する相談、通報の受理

ウ 研修会の開催（市町村、事業所等職員）

エ 広報・啓発、調査研究

⑤ 難病相談・支援センター事業

ア 難病患者・家族等に対する個別相談、就労支援

イ 講演会、研修会、患者交流会、支援者研修会等の開催

ウ ピアサポーター養成等による相談支援体制の充実

エ 情報の収集提供（リーフレットの作成配布、ホームページ更新、看護学校等での啓発）

オ 患者会との連携による交流サロン・ミニセラピー

カ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

⑥ 若年性認知症相談・支援センター事業

ア 若年性認知症の人・家族等に対する個別相談、就労支援

イ 若年性認知症の人・家族等の交流会

ウ 支援者を対象とした研修会

エ 医療・介護・福祉・雇用関係者とのネットワーク会議の開催

オ 情報の収集提供（リーフレットの作成配布、ホームページ更新）

⑦ がん総合相談支援センター事業

ア がん患者・家族等に対する個別相談、就労支援、がん征圧月間 日曜相談、市町村等に出前相談会の開催

イ がん診療連携拠点病院相談員活動支援として情報交換会、研修会の実施

ウ 情報の収集提供（リーフレットの作成配布、ホームページ更新、図書の拡充）
図書館との連携（県立図書館等）

⑧ エ がんピアサポーター養成、フォローアップ研修、交流サロン、がん診療連携拠点病院等における院内サロン [8 病院→10 病院]、女性がんのサロン開催により患者・家族支援

オ がん患者遺族を対象とした「グリーンケアの会」の開催

⑨ カ AYA世代のがん患者・家族を対象とした「AYAの交流サロンFriend」の開催

キ 小児・AYA世代のがんに関する講演会の開催

2 制度の狭間に対応した新たなサービス・活動の開発

(1) 地域の特性や本人の強みを活かした支援の推進

① 地域包括ケアとコミュニティソーシャルワーク研修、コミュニティソーシャルワーク実践者フォローアップ研修

市町村社協や地域包括支援センター、相談支援事業所、福祉施設・事業所、行政等の関係機関が多様な地域・生活課題への対応力を養い、住民や行政、多機関の協働により課題解決につなげることができるよう、コミュニティソーシャルワークの視点や考え方を理解し、その展開プロセスや手法を学ぶための研修を行う。あわせて、個別課題と地域課題を一体的に捉えて支援方策を展開する実践者のスキル・資質向上のためのフォローアップ研修を行う。

② 市町村社協活動強化費助成事業

市町村社協における地域福祉活動計画等の策定支援やそれぞれの強みを活かした活動の強化、総合力向上のための取り組みに対する助成及び支援を行う。

(2) 地域における自立生活への支援

① 障害者工賃向上支援事業

障がい者が地域で自立して生活できるよう、就労継続支援事業所における工賃の向上を図るため「富山県工賃向上支援計画」に基づき、県内の就労継続支援事業所で働く障がい者の工賃水準の向上を図るため、各事業所における取組みの推進を支援する。

3 その人らしい生き方を支援する権利擁護の推進

(1) 身近な地域における権利擁護相談支援の推進

判断能力の不十分な方が、誰もがその人らしく安心して暮らし続けるために、日常生活自立支援事業等をツールとし、自己決定し自己実現をはかれるよう、支援体制の強化を図る。

- ① 契約締結審査会の開催
- ② 生活支援員の養成研修の実施
- ③ 専門員等の研修の実施
- ④ 関係機関連絡会議の開催
- ⑤ 広報・啓発、調査研究の実施

【推進項目 2】

住民が地域福祉活動に主体的に参加するための土壌づくり

地域住民の主体的な地域福祉活動への参加なくしては地域福祉の推進はないことから、住民の地域活動への参加を促すため、幼いころから福祉等へ触れ合う場を持ち、世代に応じた福祉教育を進め、生きがいを持って地域福祉活動に関われる土壌を作る必要があります。

そのために地域住民と共にボランティア活動や地域福祉活動を推進し、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

1 地域住民の地域福祉活動やボランティア活動への参加促進

(1) ボランティアセンターの機能強化と市民活動との連携・協働への支援

① ボランティア活動拠点の整備

- ア 富山県ボランティアセンターの運営等
- イ ボランティア交流サロンの利用促進

② 市町村ボランティアセンター活動事業

福祉・生活課題に対応する市町村ボランティアセンターの取り組みを促進し、ボランティア活動の一層の振興を図るため、ボランティア等の養成、広報啓発活動、災害救援ボランティア活動に関する事業、調査・研究などを行う市町村社協へ助成する。

③ ボランティア活動養成研修事業の実施

ボランティア活動推進に取り組む市町村社協職員や、施設職員ボランティア受入担当者、NPO法人、ボランティアサポーター等を対象にボランティアコーディネート力向上のための研修を行う。

④ ボランティアサポーター設置事業

市町村社協が委嘱するボランティアサポーターの設置（地区社協単位）に助成し、小地域におけるボランティア活動の充実を図る。（293名の配置）

⑤ 「ボランティア活動」研究事業

ボランティア活動の活性化を図るため、3つの部会を設置し、それぞれのテーマに沿って検討し、今後の方向性を考える。

(2) 福祉のまちづくりの視点による市民活動団体等との連携・協働

① ボランティア活動の広報、啓発

- ア ボランティア情報の提供
- イ ボランティアガイド作成・配布

② スキル活用社会貢献セミナー

企業等に所属しながら、そのスキルを活かして社会に貢献する「プロボノ」について、理解を進めるセミナーを開催する。

③ ボランティアグループ活性化等発掘支援事業

ボランティアグループ、NPO団体の活動の立ち上がり支援並びに子育て支援活動のボランティア団体支援のための助成を行う。

2 子どもから大人までの幅広い世代への福祉教育の推進

(1) 福祉教育・ボランティア学習の推進

① 福祉教育地域指定推進事業

学校と地域・市町村ボランティアセンター等が企画段階から協働し、地域資源を活かした児童・生徒の福祉教育・ボランティア体験学習を含めた地域の福祉教育を実施するため、地域指定を行い支援する。

② 福祉教育サポーター養成確保事業

小地域（地元）で学校・地域・様々な関係機関・団体が連携し、福祉教育を推進していくための福祉教育サポーター養成事業を更に県内2市町社協で実施する。

③ 高校生介護等体験特別事業

指定校2校へ介護等体験・ボランティア・福祉教育に関する事業実施への支援を行う。そのための情報提供や市町村社協とも連携しながら事業支援を行う。

④ 富山県福祉教育セミナーの開催

県内の教員、福祉関係者（社協職員、福祉施設職員、NPO、専門職、地区社協、その他）を対象にセミナーを開催し、福祉教育の推進を図る。

3 住民と専門職等との協働による地域福祉活動の推進

(1) ケアネット活動による住民と専門職との協働による個別支援と地域支援の推進

① 市町村社協のケアネット活動展開時における専門職等との連携強化の推進

(2) 地域における住民と専門職の連携による活動の展開支援

(3) 地区社協の強化を目指した市町村社協への支援

① 市町村社協地域福祉活動計画策定時における地域住民と専門職の連携を図る地区社協強化への支援

4 高齢者の社会参加と地域福祉活動への支援

(1) 高齢者の生きがいがづくりの推進

① 「健康と長寿の祭典」開催事業

県民の健康と長寿についての意識を高めるための式典や講演会、展示・相談・体験コーナーの設置等を行う。

② 「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」参加事業

和歌山大会への選手派遣（200名予定）、第18回県ねんりん美術展の開催（岐阜大会予選会）

③ 情報誌(VITA) 発行事業

中高年向けの生きがいと健康づくりに関する情報誌の発行（年4回）

④ いきいき長寿大学開催事業

生きがいと健康づくりなど退職後の生活における活動等に役立つ学習機会を提供するほか、脳トレリーダーの養成や脳トレクラブの設立・支援等を通じて認知症予防の普及活動を展開する。

⑤ いきいき友の会事業の運営

ア 個人会員サービス提供事業

高齢者の生きがいと健康づくりを継続的に推進するため、個人会員の生活や活動の質の向上と会員相互の交流を深めることに寄与する各種サービスを提供する。

イ 法人・団体会員サービス提供事業

法人・団体会員の高齢の社員・職員等について、個人会員と同様のサービスを提供する。

ウ 会員組織の強化

会員の自主運営による様々な分野のVITAクラブを設立・支援し、生きがいと健康づくり活動を広く地域に普及するとともに、会員のネットワークづくりを図る。

(2) 高齢者の社会参加活動の促進

① シニアタレント社会活動事業

長い人生で培った豊富な経験・知識・技能を有する高齢指導者を養成し、登録・派遣することにより、その社会活動を支援する。

② 元気高齢者の仲間づくり支援事業

県内の高齢者サークル情報を収集し相談に応じるほか、ねんりんピック参加者の研修会の実施や「ねんりん健康運動推進クラブ」を支援する。

③ エイジレス社会活動推進事業

ア エイジレス社会づくりリーダー養成塾開催事業

生涯現役社会を実現するため、生活支援や介護予防等において地域の担い手として活躍するリーダーを養成するため、「初心者向け講座」や「活動実践者向け講座」を開催する。

イ 先駆的な取組み事例の顕彰

【推進項目3】

災害時に対応できる地域づくりの推進

近年、頻繁に起きる災害に対して、地域福祉の観点からどのように住民を支援していくかが、大きな課題です。災害が起きても地域で支援する力が発揮できる安心した地域づくりが必要になります。

地域住民の主体性を大切にしながら、行政・社協・民間（多様な団体）・企業が連携を取りながら日常的に繋がっていることが災害時にも強い地域になると考えられます。

1 日常的なつながりを基盤とした要援護者への支援体制の充実

(1) 災害時の要援護者支援・福祉救援の取り組みの充実

① 災害救援ボランティア訓練事業

ア 富山県総合防災訓練実施時に災害救援ボランティアセンター立ち上げ訓練及び災害救援ボランティア実地訓練等を行う。

イ 災害時における救援ボランティア活動等の啓発・普及のための講演会を行う。

㊦ ウ 災害時における外部支援団体との連携、地域住民のボランティア受入などの受援力に関する研修を行う。

(2) 災害時のボランティア活動の展開支援

災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー養成研修会の開催

市町村社協職員、関係団体職員、社会福祉法人等を対象に研修、実地訓練等（共通2日、社協職員向け1日）を行い、コーディネーター・リーダー登録及び登録者の継続研修を実施する。

2 災害時における福祉施設、専門職団体等との連携・協働支援体制の構築

(1) 専門職等関係機関・団体との連携・協働

① 市町村社協災害ネットワーク推進事業

市町村社協と県社協の災害時等における緊急連絡網を活用し災害訓練等で実施するとともに、災害時に迅速な支援活動が行えるよう、市町村段階における関係団体等との平時からの関係性を築き、災害ネットワーク組織の整備・強化を図る。（市町村ボランティアセンター事業で対応）

② 北陸三県社協合同災害研修開催事業

今後の災害への対応を円滑にするため、北陸三県内県社協及び市町村社協職員を対象とし、大規模災害等に備えた広域支援活動の研修を行う。

㊦ ③ 富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置事業

災害時における要援護者への支援体制を確保するため、福祉専門職のチーム派遣等を行う福祉・介護分野の広域的支援ネットワーク構築を図り、研修と派遣チームの登録等を行う。

【推進項目 4】

地域ニーズへの対応力向上と効果的・効率的なサービス提供に向けた経営支援

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人は地域福祉推進の重要な拠点として、福祉ニーズに対応する機能をより一層発揮することが求められています。

質の高い福祉サービスを効果的・効率的に提供できる体制等を整備するためには、各法人が自主的に行っている法人経営上の取り組みに対し、必要な事項等について助言、指導を行います。

1 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」と法人間の連携・協働

(1) 社会福祉法人による地域連携の推進と「地域における公益的な取組」の支援

① 社会福祉法人地域公益活動推進事業

社会福祉法人・施設が取り組む「地域公益事業」の実践を進めるため、市町村社協が主体となって「社会福祉法人連絡会（地域協議会）」等の設置やネットワークづくりを支援するとともに、福祉・生活課題解決に向けた取組を進める。

また、社会福祉法人が行う「地域における公益的な取組」への情報提供、社会福祉法人が持つ機能や専門性を活用した地域福祉課題解決への取組を支援する。

2 福祉施設・事業所の経営マネジメント力向上への支援

(1) 社会福祉法人等の自立的経営と経営基盤の強化

① 福祉施設経営指導の推進

ア 社会福祉施設経営相談室の利用促進、法人（施設）巡回訪問相談の実施

イ 「施設経営情報」の発行等による情報提供

ウ 福祉施設経営指導事業連絡協議会の開催

エ 富山県社会福祉法人経営者協議会との連携による会計、労務管理、法律等の研修の実施及び集団指導の機会を提供

オ 富山県社会福祉法人経営者協議会との連携による経営改善の支援、協力

(2) 富山県福祉施設支援資金の貸付及び償還管理

3 福祉・介護機器の導入・活用支援

(1) ICT及び福祉・介護機器の活用支援

福祉施設・事業所が、質の高い福祉サービスを効果的・効率的に提供することを支援するため、ICTや介護ロボット等を含む福祉・介護機器の導入・活用に関する情報提供を行う。

① 最新情報の発信

② 先進的取り組み事例の紹介

③ 福祉・介護機器利活用セミナーの開催

【推進項目 5】

福祉人材の確保・定着、育成

福祉・介護ニーズに対応する福祉人材について、質・量の両面での確保・定着、さらには育成が重要となっています。また、福祉施設や専門職団体・養成施設などと連携・協働のうえ、福祉人材の育成に効果的な研修事業を実施するほか、キャリアパスの構築、福祉・介護機器の活用による福祉職場の活性化や働きがいのある福祉職場づくりなど、その魅力を広く発信するための取組みなども行います。

1 福祉職場の魅力の発信と、新たな分野での福祉人材の掘り起し

(1) 福祉の人材確保・マッチング支援の強化と人材定着を支援する取り組みの推進

① 福祉人材無料職業紹介事業の充実

福祉人材情報システム（COOL システム）等を通じて、求人事業者及び求職者へのサービス内容の充実を図りながら、より身近で利用しやすい健康・福祉人材センター（以下、本項中「センター」という。）を運営する。

ア ウェブサイト「福祉のお仕事」への求人情報、事業所情報の登録を推進し、情報の掲載により事業者の求人活動を支援

仕事内容・資格制度、労働市場の動向等に関する情報を提供し、求職活動を支援

中高年齢者や県内へのUターン希望者などに就労支援対象を広げ、外国人労働者など新たな分野での福祉人材の確保・掘り起こしを推進

イ 初任者・実務者研修修了者等に対する求職登録の呼びかけ

ウ 県社協広報誌、ウェブサイトによる求人・求職登録のPR

エ 離職介護人材の届出制度の活用推進

離職した介護人材のセンターへの届出を広く周知し、再就職準備金の活用等を通じて就職を支援

② 啓発・広報活動の強化

センターの案内リーフレットを作成し、センターの利用を促進

③ 社会福祉事業従事希望者講習会事業

再就労講習会「福祉の仕事セミナー」の開催

④ 福祉人材確保緊急プロジェクトの推進

ア 福祉職場説明会の開催

求人事業所と求職者が一堂に会し、事業所の方針や仕事内容、待遇、求める人材等について面談する機会として開催

イ 富山の介護職員募集案内冊子作成・配布事業

県内介護施設等の求人情報を掲載した冊子を作成・配布

ウ 新任介護職員ネットワーク形成支援事業

離職率が高い就業後3年未満の新任介護職員を継続的にフォローすることにより、新任職員の早期離職防止・職場定着を推進

i) 元気とやま介護職員合同入職式

新たに介護職に就いた職員が一堂に会する入職式の実施

ii) 新任介護職員フォローアップ研修会（セルフケア編）

介護の仕事に伴う身体的・精神的不安等による離職防止を目的とした研修の実施
iii) 新任介護職員フォローアップ研修（介護技術編）

介護技術に対する不安を払拭するための研修の実施

エ 福祉・介護人材マッチング強化事業

各ハローワーク内の相談コーナーを開設し就職相談を行うとともに、ハローワークと協働のうえ「就職支援セミナー」の実施や求人・求職情報の提供のほか、福祉就労オリエンテーションの開催を通じ、仲介業務を強化

⑤ 調査研究事業

県内民間社会福祉施設等の福祉人材の不足の現状などを把握し、人材確保対策に係る基礎資料とするためのアンケートを行う。

ア 民間福祉・介護事業所の人材確保の調査の実施

イ 富山県出身の福祉系学部・学科学生の在学者調査を実施し、増大する福祉マンパワーの需給に対処し、県内福祉職場への就労支援を図る。

⑥ 保育士・保育所支援センター設置・運営事業

潜在保育士の就職支援や保育所で勤務する保育士からの相談・援助を行う「保育士・保育所支援センター」を設置・運営し、保育士の福祉人材の確保と職場定着に向けて支援する。相談応対、職業紹介、保育職場説明会、再就職支援研修会の実施

⑧ 離職保育士届出推進事業の実施

保育所等を離職した保育士に届出を促すことで、人材の潜在化を防止し円滑な復職を支援する。（届出制度、啓発・周知、名簿管理、情報提供 等）

⑦ 働きやすい職場づくりのための取り組みの推進

ア 独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業の事務受託

イ 社会福祉法人福利厚生センター（通称：ソウェルクラブ）受託事業の実施

民間社会福祉事業従事者を対象に福利厚生サービスの加入及び利用促進を図るとともに、富山県事務局として、①会員交流事業の実施、②地元企業提携の拡充、③会員サービスメニューの充実、④福利厚生企画情報会議の開催、⑤未加入法人への加入勧奨活動等を実施

(2) 就労支援ネットワークづくり

① 人材確保相談事業

ア 県内外福祉系学校との連携強化

イ 雇用関係行政機関、無料職業紹介機関との連絡強化

ウ 人材確保に関する相談と求人の依頼

エ 雇用関係助成金制度の周知

② 福祉人材確保緊急プロジェクトによる取り組み

福祉人材確保対策会議の庶務

福祉人材の確保を効果的に推進するため、関係団体が連携して現状分析を行い、より効果的な方策を協議するための庶務を担当

③ 介護福祉士等修学資金貸付事業

介護福祉士または社会福祉士養成施設等(国または県指定)の入学者等を対象とした就学費用等の貸付

- ア 介護福祉士または社会福祉士養成施設など入学者
 - i) 貸与額 月額上限5万円、入学準備金及び就職準備金各20万円、介護福祉士国家試験受験対策費年額4万円、ほか生活費加算
 - ii) 返済免除要件 介護福祉士または社会福祉士の登録を行い、介護または相談援助業務に5年間従事
 - iii) 高校3年生の内定制度（2020年度入学生）
貸与額 月額上限5万円、入学準備金及び就職準備金各20万円、
介護福祉士国家試験受験対策費年額4万円、ほか生活費加算
- イ 介護福祉士実務者養成施設の在学者
 - i) 貸与額 上限20万円
 - ii) 返済免除要件 介護福祉士の登録を行い、介護または相談援助業務に2年間従事
- ウ 介護業務に再就職する者
 - i) 貸与額 上限40万円（1回限り）
 - ii) 返済免除要件 再就職してから介護業務に2年間従事

④ 保育補助者雇上貸付・潜在保育士再就職支援事業

- ア 保育補助者雇上事業

保育事業者に対し保育補助者雇上費用を貸付

 - i) 貸与額・期間 年額295.3万円、最長3年
 - ii) 返済免除要件 保育補助者が3年以内に保育士資格を取得
- イ 未就学児を持つ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業
 - i) 貸与額・期間 保育料の半額（月額上限2.7万円）、最長1年
 - ii) 返済免除要件 保育所等で2年以上勤務
- ウ 潜在保育士の再就職支援事業
 - i) 貸与額 上限20万円（1回限り）
 - ii) 返済免除要件 保育所等で2年以上勤務

⑤ 新 エ 保育士修学資金貸付事業

- i) 貸与額 月額上限5万円、入学準備金及び就職準備金各20万円
- ii) 貸与期間 最長2年
- iii) 返済免除要件 県内指定保育士養成施設を卒業後、県内で保育等の業務に5年間従事

⑥ 児童養護施設退所者等貸付事業

児童養護施設等の入退所者に対して自立支援資金を貸与

- ア 就職者等への家賃貸付
 - i) 貸与額・期間 家賃相当額（住宅扶助額を上限 約33千円/月）、2年
 - ii) 返済免除要件 5年間就業継続
- イ 進学者への家賃・生活費貸付
 - i) ① 貸付額・期間 家賃相当額（住宅扶助額を上限 約33千円/月）、正規就学年数
② 返済免除要件 5年間就業継続
 - ii) ① 貸付額・期間 生活費（50千円/月）、正規就学年数
② 返済免除要件 5年間就業継続
- ウ 資格取得希望者への資格取得貸付

- i) 貸付額 上限 250 千円
- ii) 返済免除要件 2 年間就業継続

(3) 福祉・介護職場のイメージアップ

① 福祉人材確保緊急プロジェクトによる取組み

ア 高校生等の福祉の魅力体験バスツアー

高校生、高校教諭、保護者に対し、福祉・介護の仕事の使命感・充実感、やりがいを深く理解してもらうため、バスを利用した施設訪問の機会を提供

イ 親子夏休み福祉の仕事バスツアー

小さい頃に福祉の仕事について、良い印象をもってもらえるよう、夏休み期間を利用し、親子で楽しく、福祉の仕事を見学・体験するバスツアーを実施

ウ がんばる介護職員応援事業

i) がんばる介護職員（介護のがんばりすと 2019）の顕彰

5 年以上 10 年未満の中堅職員の表彰及び高校生向けパンフレットの作成

ii) 新聞紙面による紹介

受賞者の手記を新聞紙面に掲載するなど介護の魅力ややりがいを紹介

iii) 啓発用小冊子の作成・配布

新聞紙面を再構成した小冊子を県内の全高校 1 年生に配付

iv) イメージアップ・テレビCMの制作

ホームヘルパーの日（8/10）、介護の日（11/11）を案内するテレビCMの実施

v) 介護のがんばりすと 2018 の活動支援

前年度受賞者による若い世代や求職者、新任職員などに向けた啓発活動を支援

vi) 福祉・介護職場の魅力発信事業

マスメディア等を活用して福祉・介護職場の魅力を広く発信

② 新エ 中学・高校生への介護の出前講座事業

i) 総合受付窓口の設置

①体験学習の受付（小学校）、②出前講座の受付（中学・高校）

ii) 出前講座（介護の魅力と仕事を知る講座）の実施

介護の仕事の普及啓発及び入職促進のため、中学校及び高校へ訪問して出前講座を実施

② 教員免許法の特例に基づく「介護等体験」支援事業

福祉施設等及び大学等との受入れを調整し、教員免許取得志願者に福祉体験の場を提供（予定 300 人）

2 研修実施や資格取得の促進を通じたキャリアパスの構築

(1) 委員会等の開催

- ① 福祉カレッジ運営委員会
- ② 研修カリキュラム検討分科会
- ③ 介護機器普及事業運営分科会

(2) 福祉カレッジ研修事業の実施

- ① ソーシャルワーク・多職種連携研修

専門多職種連携セミナー、地域福祉計画セミナー、地域包括ケアとコミュニティソーシャルワーク、相談援助技術研修、子育て支援研修

② ケアワーク研修

福祉用具体験講座Ⅱ、らくらく介護講座、介護技術向上研修、腰痛予防推進研修（腰痛予防研修・フォローアップ研修・リフトリーダー養成研修）、腰痛予防指導者育成研修（基礎研修・フォローアップ研修）、腰痛予防対策取組み事例報告会、腰痛予防対策介護研修、腰痛予防推進[出前講座]、富山型デイサービス職員研修、施設訪問中堅リーダー研修、介護職員リスクマネジメント研修、認知症ケア研修（初級編・応用編）、観察の視点を活かした介護記録研修、介護職員のためのターミナルケア研修

③ 福祉サービス経営研修

「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の階層別研修（初任者、中堅職員、チームリーダー、管理職員）、社会福祉法人セミナー、中堅保育職員研修

④ 目的課題別研修

福祉用具体験講座Ⅰ、小中高生の介護講座、福祉用具・住宅改修研修、福祉用具プランナー研修、乳幼児（0, 1, 2 歳児）保育研修、障害児保育研修、ハートフル保育普及研修（初任者研修）、新任職員接遇・コミュニケーション研修、アクティブ・ワーキング研修（一般職員編、指導職員編）、ホームヘルパー技術向上研修、サービス提供責任者研修、障害者（児）ホームヘルパー等養成研修、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）、福祉サービス第三者評価評価調査者継続研修、**新**福祉サービス第三者評価評価調査者養成研修、富山型デイサービス起業家育成講座、介護支援専門員更新・再研修、介護支援専門員実務研修、**新**社会福祉法人監事研修、**新**社会福祉法人監査担当者研修

(3) 介護支援専門員実務研修受講試験事業

県知事の指定する指定試験実施機関として、富山県介護支援専門員実務研修受講試験の試験業務を実施する（指定期間：平成 31 年 4 月 1 日から 3 年間）。

3 福祉・介護機器活用による職場の活性化とスキルアップ

(1) 効果的な福祉・介護機器の活用支援

① 福祉・介護機器の展示・相談、貸出、情報提供

- ア 展示場・モデルルームでの展示及び相談事業の実施
- イ 適合評価を目的とした専門職への貸出事業の実施
- ウ ホームページ及び広報誌への掲載による情報提供

② 福祉・介護機器の理解・活用促進に繋がる研修及びイベントの開催

- ア 福祉用具体験講座の実施
- イ 小・中・高生の介護講座の実施
- ウ 第 13 回福祉用具の展示会の開催
- エ 福祉用具・アイデアコンクールの開催
- オ 第 3 回富山県福祉機器活用推進大会の開催

③ 住宅改修に関する相談事業の実施

- ア 所内相談の実施
- イ 出張相談の実施

- ウ 福祉用具・住宅改修支援連絡協議会の開催
- エ 相談ニーズの掘り起こし及び関係機関との連携

(2) 福祉・介護機器を活用した介護技術研修の実施と指導者の育成支援

① 介護技術向上のための研修の実施

利用者の特性や能力に適した福祉・介護機器の選定を支援し、利用者・介助者双方にとって安全で安楽な介護の知識と技術の普及・定着を推進する。

- ア らくらく介護講座の実施
- イ 介護技術向上研修の実施
- ウ 福祉用具・住宅改修研修の実施
- エ 福祉用具プランナー研修の実施

② 腰痛予防対策推進研修及び啓発イベントの実施

福祉・介護機器を適切に活用することで、利用者自身の自立を引き出し、介護職員の腰痛予防意識の高揚と身体に負担の少ない介護技術の普及・定着を図る。また、福祉施設等において本取り組みを推進する指導者を育成し、職員のスキルアップと職場の活性化を支援する。

- ア 腰痛予防研修・フォローアップ研修の実施
- イ リフトリーダー養成研修の実施

③ 腰痛予防指導者育成研修の実施

- エ 腰痛予防対策取組み事例報告会の開催
- オ 腰痛予防推進〔出前講座〕の実施
- カ 腰痛予防講演会の開催

④ 腰痛予防対策推進福祉施設の指定・支援

介護職員の身体に負担の少ない介護技術の普及に積極的に取り組む福祉施設を「腰痛予防対策推進福祉施設」に指定し、施設内での組織的な活動を支援する。また、本推進施設を拠点とし、本取り組みの県内全域への普及・定着を図る。

- ア 新規推進施設を募集し指定
- イ 継続推進施設（12施設）への活動推進支援
- ウ 腰痛予防対策推進福祉施設会議の開催
- エ 腰痛予防対策介護研修の開催支援

【推進項目6】

利用者本位による福祉サービスの選択と福祉サービスの質の向上

家族形態・地域社会の変容に伴い福祉ニーズが多様化・複雑化する中、福祉サービス事業者には、「利用者本位」を基本とした質の高い福祉サービスの提供が求められています。

そのため、利用者の権利擁護を重視しながら、事業者における自己評価・外部評価の実施や利用者・家族への適切な対応、地域の社会資源を活かしたサービス提供等とあわせて、広く住民等への情報公表を行う必要があります。

1 福祉サービスの見える化と質の向上

(1) 福祉サービス第三者評価事業の実施

① 地域密着型サービスにかかる外部評価の実施

認知症対応型共同生活介護を対象とした評価を実施する。

② 福祉サービスにかかる第三者評価の実施

高齢福祉施設、児童福祉施設（社会的養護関係施設を含む）、障害福祉施設、保護施設等を対象とした評価を実施する。

③ 福祉サービス評価・公表事業運営委員会の開催

④ 評価調査者の登録・連絡会の開催

(2) 利用者の福祉サービスの選択

介護サービス情報の公表事業の実施

指定情報公表センターの運営・管理

調査対象事業所への調査の実施

(3) 福祉サービスに関する苦情解決のための取り組み強化

① 福祉サービス運営適正化委員会の運営

② 福祉サービスに関する苦情解決事業の推進

ア 苦情解決部会の開催

イ 苦情に関する相談、助言、調査、斡旋

ウ 広報・啓発、調査研究の実施

エ 苦情解決のための研修会の開催

オ 第三者委員設置の促進

③ 日常生活自立支援事業の運営監視

ア 運営監視部会の開催

イ 日常生活自立支援事業に関する運営監視、助言又は勧告

【推進項目 7】

地域福祉推進のための組織基盤の強化

富山県社協は地域福祉推進を目的とする公益かつ広域的な組織であり、社会福祉関係者や住民等と連携を図りながら県内の福祉・生活課題に対応します。

多種多様な事業を効果的に展開していくために、組織体制の見直し、民間財源の適切な活用や、自主財源の確保、調査研究や情報発信機能の強化、人材育成など、組織基盤の強化を図ります。

1 経営・財政基盤の強化

(1) 第四次県社協活動推進計画の推進

第四次県社協活動推進計画の進行管理を行うとともに、「活動推進計画評価委員会」による進捗状況等の評価を行い、必要な業務改善や効果的な事業展開を図る。

(2) 適正な業務執行体制の確立

(3) 社協活動の推進に向けた市町村社協との協議（市町村社協会長会議、事務局長会議の開催）

(4) 基金運営委員会の開催

2 情報収集と発信機能の強化

(1) 第 68 回富山県社会福祉大会の開催

(2) 県社協ホームページ活用事業

(3) 広報誌「福祉とやま」の発行

(4) 各種助成金情報の提供

3 組織体制の強化

(1) 職員の資質向上

4 指定管理者としての富山県総合福祉会館（サンシップとやま）の機能強化

(1) 参加型福祉活動の拠点としての利用の促進

(2) 福祉人材の養成の拠点としての利用の配慮

(3) 福祉情報受発信の拠点としての機能の強化